

1. 背景と趣旨

- 令和2年度「千曲市公共施設個別施設計画（保育所編）」に基づき戸倉保育園改修の計画を定めるもの。
- 本計画の考え方・諸室の条件等に準じ、今後予定している基本設計・実施設計が策定される。

【計画期間：2024（令和6）年度～2027（令和9）年度】



2. 建設予定地の周辺概況と配置イメージ



3. 実現すべき保育（理念） ※国の方針、保護者アンケート、保育士ヒアリング等から設定

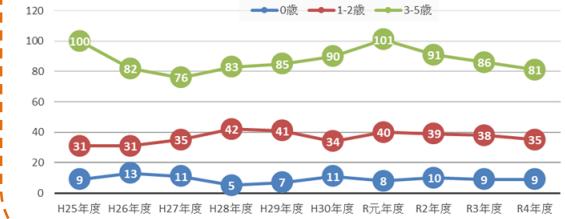
保育の方針	施設整備において実現すべきこと
1. 多様な体験や交流を通じ、園児一人一人の自主性・協調性を培う	<ul style="list-style-type: none"> ○一人一人が自分で「遊び」を探せる空間 一人一人が自分の関心に応じて「遊び」を見つけ、自主性を育める ○自然に触れる様々な体験を提供できる空間 木々や草花、ビオトープ、築山、遊具などで、様々な体験ができる ○オープンで行き来の自由な空間 個々の部屋に閉じこもらず、クラスを越えた子ども同士の自由な交流を促し、関わり方や協調性を育むことができる
2. 様々な用途に対応し、安心・安全な環境を提供する	<ul style="list-style-type: none"> ○可動性・汎用性がある様々な使い方に対応できる空間 様々な預かりニーズや、緊急・臨時に対応する柔軟性がある ○怪我・病気、感染、防災、防犯に配慮された安心できる空間 冷暖房や防災防犯などがしっかりした設備・機能をもっている
3. 保護者や地域とスムーズに関わる場をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○保育士と親のコミュニケーションを促進する空間 送迎のスムーズな動線、駐車場の利便性、保育士との会話環境がある ○保護者や地域の参加できる環境 様々なひとが参加できる行事・イベントや地域活動の場になる

4. 求められる機能・規模

1) 通常保育の定員

	これまでの定員	⇒	今後の定員
0歳	15名	⇒	15名
1歳	15名	⇒	15名
2歳	20名	⇒	20名
3歳	30名	⇒	30名
4歳	35名	⇒	30名(▲5名)
5歳	35名	⇒	30名(▲5名)
合計	150名	⇒	140名(▲10名)

※近年の実績、将来人口推計等から今後の預かり量を試算して定員を設定



2) 必要となる諸室とその条件

室名	整備において実現すべきこと	
①保育室 (乳児室またはほふく室を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンで行き来の自由な空間とし、クラスを越えた子ども同士の交流や、様々な自主的な活動を促す。 ・可動性・汎用性がある空間とし、長時間保育やパニック時の対応など様々な状況に柔軟に対応しやすくする。 	
②遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人が自分の興味から「遊び」を探すといった、自主的活動を引き出す空間とする。 	
③共通空間	食事のための空間	<ul style="list-style-type: none"> ・可動性・汎用性がある空間として、日常での様々な用途や臨時・緊急の対応がしやすい環境とする。 ・①②⑤とのスムーズな連携を通じて、オープンで行き来の自由な空間、一人一人の自主的活動を促す空間となるよう配慮。
	半屋外空間	
	廊下、便所、水飲み場等	
④バックヤード	一時的保育室、相談室等	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的保育や保護者との相談等に応じられる空間を確保し、保育士と親のコミュニケーションが適切に行えるよう配慮。
	事務室、会議室等	
⑤屋外空間	運動スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・木々や草花、ビオトープ、築山、遊具などで、様々な体験が提供できる空間とする。 ・①②③とのスムーズな連携によって、子ども同士の交流や様々な自主的活動を促せる空間とする。 ・駐車場の利便性の確保、適切な防犯対策を行う。
	緑化スペース	
	駐車場(職員用)	

3) 設計に反映すべきことの詳細（抜粋）

※諸室の条件に基づく具体的な設計方法を提示

①保育室	<ul style="list-style-type: none"> ■境界を完全に区切らず、複数スペースの接続や各室間の行き来がしやすい構造にする。 ■各保育室等は、特定の広さ・用途でのみ運用するものとせず、扉やパーティション等の工夫によってある程度の可動性をもたせ、様々な用途で使える汎用性を持たせる。
②遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ■遊具や絵本などの備品を多くの目に触れやすい位置に置けるようにしたり、特定の目的を定めない余剰空間を確保したりして、多様な遊び方や居場所が生まれるよう配慮する。
③共有空間	<ul style="list-style-type: none"> ■各保育室と廊下等の共通空間は、余剰スペースの確保や、扉・仕切り等を開け放てるような工夫等によって、保育室とひと連なりに使えるよう配慮する。 ■共通空間と、遊戯室や園庭、その他子どものための遊具や設備とをスムーズにつなげる。
④バックヤード	<ul style="list-style-type: none"> ■送り迎えの動線を意識し、動線上のスペース確保、雨風のしのげる場所等の工夫をする ■事務室と他の諸室・屋外空間とのスムーズな動線やオープンな行き来を確保し、事務室をはじめとする保育士の滞在する空間においても必要以上の仕切を設けない。
⑤屋外空間	<ul style="list-style-type: none"> ■園庭は、運動会用トラックを除いて、樹木や草花、築山や水辺、畑といった空間の設置等によって多様で凹凸のある自然環境をつくる。 ■園舎と園庭のスムーズな移動に配慮し、保育室や廊下等からの開放的な空間をつくる。